

児童のための手当を知っていますか？

申 問 子育て支援課児童家庭係 ☎72-2111内線474

児童手当(特例給付)

対象

中学校修了前(15歳になってから最初の3月31日まで)までの児童を養育している人
 ※所得制限限度額を超える人には、特例給付として一律5,000円を支給します

月額

児童の年齢	手当月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降 ^(※) は15,000円)
中学生	10,000円

(※)「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳になってから最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます

手続

出生や転入した場合、15日以内に申請する必要があります。また転出した場合も届け出が必要です。

※公務員は勤務先から支給されるため

公務員を退職した人(転職・出向など)…退職日から15日以内に市へ申請が必要です

新たに公務員になった人(転職・出向の解除など)…市へ消滅届を提出し、勤務先に改めて申請が必要です

児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する児童(18歳になってから最初の3月31日まで、一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を監護している父または母、または父母に代わりその児童を養育している人

- ・父母が離婚(事実婚解消を含む) ・父または母が死亡
- ・父または母が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)
- ・父または母の生死が不明 ・父または母から1年以上遺棄されている
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ・母が未婚で出産

月額(4月分から額が変更されます)

	児童1人	第2子加算	第3子以降加算
3月分(4月払)まで			
全部支給	42,290円	9,990円	5,990円
一部支給	9,980円～42,280円	5,000円～9,980円	3,000円～5,980円
4月分(8月払)から			
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円
一部支給	10,030円～42,490円	5,020円～10,030円	3,010円～6,010円

※手当額は、児童の人数や所得額に応じて決まります。詳しくは、お問い合わせください

特別児童扶養手当

一定程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母などに支給します(認定には診断書が必要となる場合があります)。※所得制限があります

月額

●1級(重度障がい児)…51,450円(4月分から51,700円)

●2級(中度障がい児)…34,270円(4月分から34,430円)

※詳しくは、福祉課障がい者福祉係(内線442)にお問い合わせください

3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です

健康課健康推進係 ☎72-6666 内線121

4月からの入園・入学・進学・就職に備えて、予防接種はお済みですか？予防接種を受けていない人が多いと、病気が流行する可能性が高くなります。この機会にぜひ予防接種を受けて免疫をつけましょう。

予防接種の種類（詳しい接種間隔などは、健康カレンダーまたは市ホームページをご覧ください。）

種 類	対象年齢	接種開始年齢	回 数	種 類	対象年齢	回 数
ヒブ [インフル エンザ菌 b型]	生後2か月 ～5歳未満	生後2か月 ～7か月未満	初回3回 追加1回	四種混合※1 [ジフテリア 百日せき 破傷風・ポリオ] 不活化ポリオ※1	生後3か月 ～7歳6か月未満	初回3回 追加1回
		生後7か月 ～12か月未満	初回2回 追加1回			
		1歳～5歳未満	1回	ジフテリア・破傷風 (DT)	11歳～13歳未満	1回
小児用 肺炎球菌	生後2か月 ～5歳未満	生後2か月 ～7か月未満	初回3回 追加1回	BCG	1歳未満	1回
		生後7か月 ～12か月未満	初回2回 追加1回	B型肝炎	1歳未満	3回
		1歳～2歳未満	2回	麻しん風しん1期	1歳～2歳未満	1回
		2歳～5歳未満	1回	麻しん風しん2期	小学校就学前の1年間 [平成23年4月2日生～] [平成24年4月1日生]	1回
水痘	1歳～3歳未満		2回	日本脳炎1期※2	生後6か月 ～7歳6か月未満	初回2回 追加1回
				日本脳炎2期※2	9歳～13歳未満	1回

※1 三種混合ワクチンの製造が中止となったため、三種混合とポリオを同じ回数ずつ接種している場合は、四種混合の接種が可能です。三種混合とポリオの接種回数が異なる場合は、ご相談ください。これから接種開始する人は、四種混合での対応となります

※2 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で、日本脳炎を合計4回接種していない人は、不足分を20歳未満の間に接種することができます。日本脳炎2期は、9歳以上での接種です

市内子ども予防接種週間協力医療機関

医療機関名	接種種類 (BCG、B肝…B型肝炎、ヒ…ヒブ、肺…小児用肺炎球菌、四…四種混合、DT…ジフテリア・破傷風、ポ…ポリオ、麻風…麻しん風しん混合、水…水痘、日…日本脳炎)	電話番号	3月1日 (木)	2日 (金)	3日 (土)		5日 (月)	6日 (火)	7日 (水)
					午前	午後			
いけだクリニック	BCG・B肝・四・DT・ポ・麻風・水・日	72-2325	○	○	○	×	○	○	午前○
井手胃腸科内科医院	B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	73-1112	×	○	○	×	○	○	○
梯医院	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	72-2800	○	○	○	×	○	○	○
きのした小児科クリニック	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	72-6856	×	○	○	○	○	×	○
黒岩医院	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	72-3077	○	○	×	×	○	○	○
権藤内科循環器科	DT	72-3000	○	○	○	×	○	○	午前○
高橋クリニック	B肝・ヒ・肺・四・DT・麻風・水・日	23-0777	○	○	○	×	○	○	○
田中クリニック	DT・麻風・水・日	75-5377	○	○	○	×	○	○	○
富安医院	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	73-1271	○	○	○	×	○	○	○
中原内科クリニック	B肝・DT・麻風・水・日	75-8021	○	○	○	○	○	○	午前○
ひやまクリニック呼吸器内科	DT・日 (1期特例・2期)	23-8550	○	午前○	○	○5時まで	○	午前○	○
古川医院	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・麻風・水・日	72-2415	○	○	○	×	○	○	○
仏坂内科医院	四・DT・麻風・水・日	75-7802	午前○	○	○	×	○	○	○
松尾医院	B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	72-2011	○	○	○	×	○	○	×
まどかファミリークリニック	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	23-0066	○	○	○	×	○	○	○
山下こどもクリニック	BCG・B肝・ヒ・肺・四・DT・ポ・麻風・水・日	41-7400	○	○	×	×	○	×	○

※3月4 (日) は上記医療機関では予防接種を実施していません

※事前に予約が必要です。接種歴確認のため、母子健康手帳を持参してください

小郡市屋外広告物ガイドライン(案)に対する意見を募集します

提出 問 都市計画課計画係(西別館2階) ☎72-2111内線352 ☎73-0571 ✉toshi@city.ogori.lg.jp

市は、良好な景観形成に向けた取組を推進するため、平成29年3月に「小郡市景観計画」を策定しました。この計画では、屋外広告物も周囲の景観と調和したものとなるよう、適切に誘導することとしています。

現在、市は福岡県屋外広告物条例に基づき規制を行っていますが、より市の特性に応じた独自のコントロールを行っていくため、小郡市屋外広告物条例(仮称)の制定をめざしています。これに伴い屋外広告物の掲示に関するルールを解説した「小郡市屋外広告物ガイドライン」の策定も進めています。このガイドライン(案)に対する、皆さんの意見を募集します。

意見を提出できる人

- ①市内在住、在勤、在学の人
- ②市内に事業所がある法人、団体

ガイドライン(案)閲覧・意見用紙設置場所

- ①市ホームページ②都市計画課(市役所西別館2階)③あすてらす④各校区公民館
- ⑤生涯学習センター⑥小郡交流センター⑦のぞみがおか生楽館⑧図書館⑨市役所案内

提出方法

窓口へ持参、郵送、ファクス、Eメール(電話不可)

※提出された意見に対し、個別に回答はしません

提出締切

3月30日(金)

国民健康保険 被保険者証を郵送します

問 国保年金課国保係(本館1階⑦番窓口)
☎72-2111内線424

平成30年4月1日更新の国民健康保険被保険者証を簡易書留で郵送します。

なお、国保制度の変更に伴い、今回の被保険者証は、有効期限が平成30年7月31日となります。7月中に平成30年8月1日から平成31年7月31日までの被保険者証を郵送します。

配達期間

3月25日(日)～4月1日(日)

※不在連絡票が自宅に届いた場合は、4月1日(日)／午後0時30分までは小郡郵便局で受取ができます。

これ以降は、4月2日(月)／午後1時から市役所での受取となります

※小郡郵便局や市役所で受け取る場合は、印鑑・本人確認ができる書類(運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・マイナンバーカードなど)を持参してください

※市役所で世帯主以外が受け取る場合は、委任状(様式は問いません)が必要です

被保険者証の郵送に関する問合せ先

3月25日(日)～4月1日(日)／午後0時30分

小郡郵便局 ☎72-4494

4月2日(月)以降

国保年金課国保係(本館1階⑦番窓口)

☎72-2111内線424

社会教育委員の公募委員を募集します

申 問 生涯学習課社会教育係
☎72-2111内線523
☎838-0142 小郡市大板井1180-1
(生涯学習センター内)

募集人数 男女各2人

応募資格 次の全ての要件に該当する人

- ・学校教育と社会教育の関係者、生涯学習の向上に資する活動を行う人や学識経験がある人
- ・国や地方公共団体の議員または常勤の職員でない人
- ・本市の附属機関などの委員を3機関以上兼ねていない人
- ・市内に居住している満20歳以上の人

任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

活動内容

- ・社会教育と生涯学習に関する諸計画を立案すること
- ・年に3～4回程度開催する会議に出席し、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる
- ・上記の職務を行うために必要な研究調査や啓発を行うこと

報酬 会議1回出席につき4,700円

申込方法 市販の履歴書1通を持参または郵送

申込締切 3月15日(木)必着

※持参の場合、平日午前8時30分～午後5時

選考方法 書類選考

Jアラートを使った情報伝達訓練を行います

☎ 協働推進課防災安全係 ☎ 72-2111 内線253

弾道ミサイル発射や災害などの発生に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。

この訓練は、緊急時に国から瞬時に情報伝達を行う Jアラート(全国瞬時警報システム)を使った全国的な訓練で、小郡市以外の地域でも防災行政無線や防災メールなどのさまざまな手段を使って情報伝達訓練が行われます。

※強い地震や集中豪雨による被害が発生するおそれがある場合や広範囲で災害が発生した場合には、中止することがあります

日時 3月14日(水)／午前11時ごろ

訓練方法

- ①防災行政無線(市内60か所の屋外スピーカー)による放送
♪～(上りチャイム音)
「これは、Jアラートのテストです」×3
「こちらは、小郡市です」
♪～(下りチャイム音)
- ②防災メールまもるくんによるメール配信

防災メールまもるくんとは

気象情報や避難情報などの各種防災情報のほか、防犯情報を配信します。事前の登録が必要です。

登録はこちらから▶



3月は自殺対策強化月間です

☎ 福祉課障がい者福祉係 ☎ 72-2111 内線442

全国の自殺者数は、平成10年～平成23年の14年間で3万人を超えていましたが、平成24年以降減少傾向にあります。しかし、依然として、日本の自殺率は世界的に高い水準にあります。

自殺の原因でもっとも多いのは、健康問題・経済・生活問題・家庭問題・勤務問題となっており、さまざまな社会的要因が複雑に関係しています。その背景に「うつ病(気分障がい)」などのこころの病気があることも少なくありません。

うつ病は誰もがかかりうる病気です。自分では気づかない場合もあります。家族、友人、同僚などの周りの人が「心のサイン」に早く気づいて、本人の気持ちを尊重して、寄り添いながら見守り、相談を勧めましょう。

こころの相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	24時間年中無休
福岡いのちの電話	092-741-4343	24時間年中無休
心の健康相談電話	092-582-7400	月～金曜／午前9時～正午、午後1時～4時
心の電話(筑後)	36-1313	月・水・金曜／午後1時～4時
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-3965	月～金曜／午前8時30分～午後5時15分

軽自動車やバイクの申告はお早めに！

問 税務課市民税係 ☎72-2111 内線124

軽自動車などの使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合は、下記の手続先で申告する必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も申告が必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更などがある場合は早めに申告してください。必要書類など、詳しくは手続先にお問い合わせください。

原動機付自転車・二輪車など

車 種 区 分		税率 (年税額)	手続・問合せ先
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円	税務課市民税係 ☎72-2111 内線124
	50cc超～90cc以下または0.6kw超～0.8kw以下	2,000円	
	90cc超～125cc以下または0.8kw超～1.0kw以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600円	全国軽自動車協会連合会 久留米支所 ☎21-8893
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	税務課市民税係 ☎72-2111 内線124
	その他	5,900円	
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	久留米自動車検査登録 事務所 ☎050-5540-2081

四輪以上・三輪の軽自動車

車 種 区 分				税率(年税額)		
				①平成27年 3月31日以前	②平成27年 4月 1 日以後	③13年超
軽自動車	三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	手続・問合せ先				軽自動車検査協会久留米支所 ☎050-3816-1752	

①平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、①の旧税率から変更はありません(ただし、③に該当する場合があります)

②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両は、②の新税率が適用されます

③平成28年4月1日以後の賦課期日現在(毎年4月1日)で、最初の新規検査年月^(※)から13年を経過した車両(電気軽自動車などを除く)は、③の重課税率が適用されます(下表「重課税率適用年度早見表」参照)

(※)「最初の新規検査年月」とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です

重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率適用年度	備 考
平成17年 3月以前	平成30年度～	自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。(平成15年10月14日以前に登録された車両は、初度検査年のみが記載)
平成17年 4月～平成18年 3月	平成31年度～	
平成18年 4月～平成19年 3月	平成32年度～	
平成19年 4月～平成20年 3月	平成33年度～	